

予算決算委員会会議記録	
1. 日 時	令和6年6月18日（火） 9時28分開会 令和6年6月18日（火） 10時44分閉会
2. 場 所	委員協議会室
3. 出席委員	堀毛宏章委員長、降矢杏奈副委員長、金崎美和委員、原田豊彦委員、本多紀元委員、岡圭子委員、荒木礼子委員、桐村裕一委員、小島政行委員、隅田雅春委員、前田えり子委員、渡辺拓道委員、稲山悟委員、野々村康委員、安井博幸委員、大内正博委員、向井千尋委員、上田英樹委員
4. 欠席委員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 協議事項	議案第51号 令和6年度丹波篠山市一般会計補正予算（第2号） 議案第52号 令和6年度丹波篠山市一般会計補正予算（第3号）
8. 議事の経過	堀毛委員長 挨拶  堀毛委員長 開議宣告  9：28 開議
<b>総務文教分科会座長報告</b>	
<b>■議案51号 令和6年度丹波篠山市一般会計補正予算（第2号）</b>	
原田座長より報告後、質疑応答。	
＜主な質疑応答等＞	
隅田委員	座長にお願いですが、会議録を見ておりますと例えばデマンド交通の議論をしているところで、別の委員が違う分野の質問をされ、またそのあとデマンド交通の質疑、また別の委員より違う分野の質問をされるなど統制された審査になっていないように見受けられます。座長の進行において、質疑の整理、統制を行っていただくによりスムーズに展開できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

原田座長

承知しました。今後十分に気をつけて審議してまいりたいと思います。

### 民生福祉分科会座長報告

#### ■議案 5 1 号 令和 6 年度丹波篠山市一般会計補正予算（第 2 号）

稲山座長より報告後、質疑応答。

#### <主な質疑応答等>

渡辺委員

環境政策総務費の竹チップパーに関して質問させていただきます。当初予算のときは竹チップパーについて利用が減ってきているから 1 台でも十分ということで、2 台体制ではなく、1 台体制でいくという形であったんですけども、三ヶ月も経つと今回の補正で、もう 1 台という形で予算が上がっています。その意味合いが分からないので、どのように分科会として認識をされたのかということ伺いたいです。今回入れる部分に関しては、やっぱり 2 台体制でないといけないということで 2 台体制に戻すのか。あるいは、現存の機械が老朽化しているから、予約の対応に対して支障がない形で、1 台体制の安定的な継続のためにもう 1 台入れるのか。その辺りはどのような説明があったのか、ご説明願えたらうれしいです。

稲山座長

当局から令和 5 年度上半期に 8 枠の空き、1 台体制となった下半期には、10 月、11 月に空きがあったという状況でしたが、12 月以降については全て利用を頂いているという状況になり、令和 6 年度上半期については全てご利用の予約を頂いているという状況と説明がありました。そのような中で、現行の竹粉碎機が 1 月、2 月の貸出し中に続けて故障するという状況になったようでございます。原因については、摩耗及びエンジンの出力低下、使用過多によるもので、業者の見立てで修繕が必要であるということになり、当局としては民業への移行も含めて検討しており、弥生会議においても、今後の利用状況を確認して対応をしていきたいという答弁がありましたが、令和 6 年度上半期の予約が全て詰まっているという状況から、市民の皆さんの需要にお応えできるような貸出し体制を整えるために、2 台体制で進めていきたいという説明を受けました。以上のことから、当分科会におきましても、2 台体制で進めるべきだということで、全委員に共有をしたところ

でございます。

**産業建設分科会座長報告**

■議案 5 1 号 令和 6 年度丹波篠山市一般会計補正予算（第 2 号）

議案 5 2 号 令和 6 年度丹波篠山市一般会計補正予算（第 3 号）

荒木座長より報告後、質疑応答。

<主な質疑応答等>

野々村委員 土地改良施設維持管理適正化事業の件について質問させていただきたいと思います。法定外水路の部分について、管理としては丹波篠山市になりますということ農都創造部が答弁をしておるわけですが、法定外公共物の管理は市であるのかということ。法定外公共物の所有権及び使用、改築に関する許認可権は市にあります、管理を全て市が持つということになりますと、法定外公共物の里道、水路というのは数多くありまして、その管理を全て市が行うということで議会が認めてしまいますと財政がパンクすることになります。そういうことは不可能ではないかと思うのですが、法的な法定外公共物の考え方に立っても、それは適法ではないのではないかと思います。渡辺議員が「法定外水路の部分について、市として責任がある部分についての支障を解消するために行うので、市が事業主体となっているという理解でよろしいですか」という質疑をされ、「そのとおりでございます」という答弁が議事録にあるんですが、渡辺議員がおっしゃったことは、法定外公共物に対して重大な災害発生が予見できる場合について、所有権を有する市の瑕疵を避けるために最小限の支出を行ったというように解しているのか、その辺、座長のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

荒木座長 当局からの説明によりますと、このたびの事業計画か所は、床下浸水と床上浸水となる家屋の被災がありました。その後、令和 3 年の豪雨の際にも排水路があふれそうになっている状況でありました。地元から対策の要望があり、そのため事業実施に有利な事業を検討していましたが、令和 4 年に新たな国庫補助事業が創設されたため、関係機関と協議を行ったところ、事業実施に向けて内容が整ったために、今回補正予算で上げてこられました。必要最小限であったかどうかの質問は分科会のときにはございませんでした。

野々村委員 ありがとうございます。私の質問の趣旨は、農都創造部が法定外水

路について管理は丹波篠山市というように答弁しておるんですが、そのあと渡辺議員が責任がある部分についての支障解消するというところで質問されて、そのとおりと農都創造部が答弁しておりますので、繰り返しになりますが、法定外公共物の全てを市が管理するのではなくて、重大な災害発生が予見できる、今座長も御説明ありましたが、周辺で浸水被害もあったというようなことでございますので、重大な災害発生が予見できる、または発生した場所に対して所有権を要する丹波篠山市が市の瑕疵を回避するために予算の支出を行うというように理解してよろしいでしょうか。

荒木座長

当分科会での審査は先ほど御説明、答弁させていただいたとおりでございます。

渡辺委員

すいません。名前が出たもので、ちょっと質問の趣旨といいますか野々村委員が言われるような形で、法定外公共物、全ての管理について市が責任を持つという、これはもうとてもじゃないけど難しいということをお前提にして質問をさせていただきました。質問した前提として法定外公共物によっても地域の実情によって、特に水路に関しては、土地改良事業によって、いろんな例があると思うんです。従前に補助整備を行う前の段階では普通河川あるいは普通河川に準じるものとしてあったものを土地改良の部分として、そこも取り込むあるいはそこも活用する形で計画を進めていったものもあります。ですので、旧来からの青線である小さな水路と、それを集約して下流に流す比較的大きな青線である部分とは少し考え方が違っていいのかというような前提で、今回の部分に関しては、そういった普通河川あるいはそれに準じるものとしての水路の部分であって、それについても必要最小限の部分で行政が対応をすることで確認をさせていただいたものでありまして、ご心配のように全てのものというか、広い意味でのことを認識して質問をしたものではないという趣旨だけ説明させてもらっておきます。

野々村委員

よく分かりました。ありがとうございました。

安井委員

環境創造型農業推進事業について、市として農都のめぐみ米の普及を図ろうということで水稻栽培面積の 50%、1000 ヘクタールぐらいを目指して、非常に大きな規模で進めようとしてされています。私は先日、JA丹波ささやまの事業説明会に行ってきたんですけども、JAのほうでは農都のめぐみ米ということは全く出てこなかったです。兵庫県の認証か何か、そちらの低農薬のほうの取得を目指すと農協は言われていました。要するに中干しをしてカエルを育てるとかそういうこと

に対しては、市内の1番大きな農業団体である農協としては全く考えておられないという感じを受けました。議事録を見ているとJAとの連携を強化してやっていくみたいなことが書いてあるんだけど、本当に連携強化されているのか、すごく疑問に感じるんです。どの程度うまくいっているのかを委員会としては把握されているのか、その辺りちょっと教えてほしいです。

荒木座長

JAとの連携をどの程度、市がとっているのかについての答弁説明等はございませんでしたが、座長報告でも説明させていただいたとおり、JAには、一緒に取組の中に入って全体的な動きをしていただきたいと委員よりありましたところ、JAとの連携については、全くそのとおりだと認識をしておられました。

安井委員

はい、そのように答弁していただいているのは分かるんですけども、それは建前的で、実際にはそのようにはいってないんじゃないかという危惧を持っていますので、担当委員会としては今後も注意深く見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

荒木座長

担当委員会としては注視していきたいと思っております。

#### 議員間討議

堀毛委員長

討論、表決に入る前に、全体を通して何か御意見はありませんか。疑義がある場合、市長に確認しておきたい事項がありましたら、上げていただきたいと思います。何か御意見はありませんか。

— 意見なし —

堀毛委員長

ご意見がないようですので、今回は市長への確認質問は行いません。ここで暫時休憩とします。

(休憩 10:27～10:40)

#### 討論・表決

堀毛委員長

それでは、日程第 〇 の表決を議題とし、これから討論を行います。討論は一括して行います。討論はありませんか。

— 討論なし —

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

堀毛委員長 つづいて、採決を行います。

議案第51号 令和6年度丹波篠山市一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和6年度丹波篠山市一般会計補正予算（第3号）

－ 賛成全員で可決 －

堀毛委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任願いたいですが、ご異議ありませんか。

－ 異議なし －

堀毛委員長 本日の会議は会議記録については、事務局に調製させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたいと思います。また、委員会の審査報告についてもご一任願いたいですが、御異議ありませんか。

－ 異議なし －

降矢副委員長 挨拶

堀毛委員長 散会宣告

10:44 散会